

御意見の概要及び御意見に対する金融庁の考え方

凡 例

本「御意見の概要及び御意見に対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件	本告示
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	口座管理法
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則	口座管理法施行規則

No.	御意見の概要	金融庁の考え方
1	本告示は、口座管理法の対象となる金融機関を全て特定金融機関とするものか。	御認識のとおりです。
2	特定金融機関において、預貯金口座とマイナンバーの紐付けを希望する人は、必ずマイナンバーを提示しないとイケないのか。また、全ての金融機関が特定金融機関に指定されるということは、他の金融機関にある自分の預貯金口座にマイナンバーを紐づけることはできないということか。	御認識のとおりです。
3	今後、ある金融機関について特定金融機関と定める事情がなくなった場合、どのように告示が制定されるのか。	今後の特定金融機関の指定に関する内容については、予断をもってお答えすることはできませんが、本告示を改正することが考えられます。
4	現時点で、本告示により特定金融機関に定められる「預金保険法第2条第1項各号に掲げる者」と「農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合」の具体的な個別の名称や本店所在地等の一覧を確認する方法はあるか。預貯金口座にマイナンバーを紐づけたい人が、どこの金融機関で口座管理法に書いてあることができるのか簡単に知ることができる方法があった方がいいと思う。	貴重な御意見として承ります。 なお、「預金保険法第2条第1項各号に掲げる者」及び「農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合」について、個別金融機関の名称等を一覧としてお示ししているものではありません。
5	全ての金融機関において、口座管理法に基づく他金融機関の口座付番や災害時・相続時の口座照会に係る業務を行うことができないにも関わらず、なぜ法律を予定どおり施行しようとしているのかが不思議である。	「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」(2023年8月8日公表)の考え方を踏まえ、紐付け誤りが発生しないようにマイナンバーと申請者情報の紐付けの真正性を検証する機能の導入とそれに伴う業務フローの変更・システム開発を行っているところであり、2024年度中にリリースした上で他金融機関の口座付番業務及び災害時・相続時の口座照会業務を開始する予定です。なお、預貯金者に対する付番の意思確認といった自金融機関に係る口座付番業務については、付番促進の観点からも、本年4月1日から開始予定です。
6	パブリックコメントに付された内容からは「なぜ金融庁がこのパブコメを行っているのか」がわからなかったためいろいろ探してみたら、デジタル庁ホームページの奥の方に、「マイナンバー制度導入後のロードマップ」という資料が掲載されていた。この中に「2024年度中 他金融機関の口座付番開始、災害時相続時の口座照会開始 ※マ	特定金融機関とは、口座管理法第17条において、「その業務の内容その他の事情を勘案して第19条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁が定める金融機関をいう」とされているところ、No.5に記載のとおりシステム開発を行っていることから、システム開発が完了するまでの間は当該システムを用いて業務を行うことができない

	<p>イナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージの考え方を踏まえたシステム開発完了後に業務開始予定（業務開始までの間、当該業務に係る法令上の規定を不適用とするために必要な告示を関係省庁にて制定予定）。」と小さく右隅に載っていた。</p> <p>今回金融庁がパブコメしているのは、この「当該業務に係る法令上の規定を不適用とするために必要な告示」で「関係省庁」が金融庁だとわかったが、ということはまずはデジタル庁が「他金融機関の口座付番と災害時相続時の口座照会開始時期を予定より遅らせること」を決定した後、デジタル庁が金融庁に対し本告示を制定するよう要請したことになる。そもそも法律で決められた時期にできないわけだが、それを行政が国会審議を経ずに勝手に変更してしまっているのか。こんないじり方は立法権の侵害ではないのか。</p>	<p>め、全ての金融機関が口座管理法第 17 条における特定金融機関の要件を満たします。したがって、全ての金融機関を特定金融機関に指定することについては、立法権の侵害には当たらないと考えています。</p> <p>なお、本件は政府全体のマイナンバー制度に係る施策の中で行う対応であり、御指摘のとおり「マイナンバー制度導入後のロードマップ」において記載されています。</p>
7	<p>当金庫は、本告示で今年の 4 月 1 日から口座管理法の特定金融機関になる予定。そのため来店客から「他金融機関口座へのマイナンバー付番」「災害・相続時の口座照会」の申し出があっても手続きできない。ただし同法は今年の 4 月 1 日から施行されることから、来店客から、マイナポータルを通じた口座へのマイナンバー付番や災害・相続時の口座照会の申し出があったときには、当金庫を通じての手続きはできないが「マイナポータルを利用して預金保険機構に対し付番の申出を行うように」とか「預金保険機構の本店や支店に直接訪問して手続きするように」と案内すればよいか。</p>	<p>全ての金融機関が特定金融機関として定められることにより、全ての金融機関の預貯金口座について、預貯金者が預金保険機構に対し付番の申出をすることができる対象ではなくなることから、マイナポータル経由での付番の申出はできません。また、預貯金者等が災害時又は相続時において預貯金口座に関する情報の提供を求める場合は、口座管理法施行規則第 20 条第 1 項及び第 23 条第 1 項に基づき、預金保険機構が委託した金融機関に対して行うこととされているため、災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供の求めに係る業務については、金融機関において行うこととなります。したがって、御質問にある預貯金者等への御案内は適切ではありません。</p>
8	<p>パブリックコメントの対象となっている案件の趣旨や内容がわからない。</p>	<p>No. 5 に記載のとおり、「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」（2023 年 8 月 8 日公表）の考え方を踏まえ、紐付け誤りが発生しないようにマイナンバーと申請者情報の紐付けの真正性を検証する機能の導入とそれに伴う業務フローの変更・システム開発を行っているところです。したがって、金融機関が行う一部業務は、システム開発完了後に開始予定であり、本件は、それまでの間、口座管理法第 17 条に基づき、全ての</p>

		金融機関を特定金融機関として指定し、一部業務に係る法令上の規定を不適用とするために制定するものです。
9	パブリックコメントの募集期間が短いのではないか。	本件は行政手続法第 39 条第 3 項の規定に基づき、30 日間の意見提出期間を設定し、御意見の募集を実施したものです。

(参考) 今回の意見募集手続に付した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件(案)」の内容に関する御意見のほか、「マイナンバーと預貯金口座の紐付けに反対である」といった趣旨の御意見も多数いただきました。

口座管理法は、2021年5月12日に成立、同月19日に公布され、同法附則第1条の規定により、本年4月1日から施行されることとなっております。今回のパブリックコメントは、この施行に向けて、口座管理法第17条における「その業務の内容その他の事情を勘案して第19条の規定による送信を行うことが困難なものとして行政庁が定める金融機関」を定める告示案について意見を求めるものであり、この告示案に関する御意見のみ掲載しております。